

北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討について

1 経緯

北九州市自治基本条例は、条例第29条の規定により、条例施行の日から5年を超えない期間ごとに、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、条例について必要な見直しを検討することとされている。

このため、「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会（附属機関）」を開催（平成26年度に続き2回目）し、条例に基づく市政運営状況の評価や条例の見直し等に関する事項を審議し、令和元年12月17日に、市長が評価検討委員会の委員長より答申を受けたもの。

2 評価検討委員会 委員名簿 <敬称略、五十音順>

氏名	所属・役職等
安部 高子	株式会社ケイ・ビー・エス 代表取締役社長
倉地 ひとは	公募委員
中村 啓子	北九州市婦人団体協議会 理事
宮地 久男	北九州市自治会総連合会 会長
○森 裕亮	北九州市立大学法学部 准教授
森川 妙	北九州ESD協議会 コーディネーター
八幡 圭治	公募委員
◎湯浅 壘道	情報セキュリティ大学院大学 学長補佐 情報セキュリティ研究科 教授

※◎は委員長、○は副委員長

3 答申の主な内容

別紙資料のとおり

○ 北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会 答申の概要

はじめに（1ページ）

北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会（以下「委員会」という）は、北九州市自治基本条例（以下「条例」という）第29条の規定に基づき、北九州市長より意見を求められたため、条例制定時の議論や経緯、条例に込められた思いも踏まえ、条例に基づく市の取組が、条例の趣旨に沿ったものとなっているかについて、活発かつ慎重に審議し、平成26年に続いて第2回目となる答申を取りまとめたもの。

1 評価方法等（2ページ）

条例の規定に基づく、市の取り組み（制度や事業など）が、条例の趣旨に沿って運営されているかどうか（市民自治の確立に寄与するものとなっているか）を、制度や事業等の整備・運用状況や実績数値、関連する市民意識調査の結果も踏まえ、評価を行った。特に、市民自治の推進において核となる「情報共有」「市民参画」「コミュニティ」については、集中的に審議した。

2 委員会スケジュール（2ページ）

回	日程	議事
第1回	R01. 5. 13	○委員会の趣旨、スケジュール確認
第2回	R01. 7. 4	○条例に基づく市政運営の状況等についての審議（情報共有、市民参画）
第3回	R01. 8. 1	○条例に基づく市政運営の状況等についての審議（コミュニティ）
第4回	R01. 10. 8	○新たな課題等に対する市の取組についての審議（SDG s） ○答申（案）の検討
第5回	R01. 12. 17	○答申（案）の検討・承認

3 市の取組等について（3ページ）

市における、条例の規定に基づく取組及び関連する意識調査結果の概要は以下のとおりである。

(1) 総論

市は、条例に対する理解を深めるため、子どもたちに対して中学3年生用副読本を作成配布する等、市民や市職員への広報及び研修に努めている。市民意識調査によれば「条例の認知度」は、3割強となっている。

(2) 情報共有

市は、多様な媒体や方法で情報提供を行っており、市民意識調査によれば「より分かりやすく、情報を整理して発信して欲しい」「情報を入手しやすいように、色々な媒体・場所で発信してほしい」が多く、約4割となっている。

(3) 市民参画

市は、様々な市民参画の制度を準備して市民の意見を聞いているが、市民意識調査によれば「北九州市の市政に関心がある」が約7割となっている一方、「市政に関心がない」も前回調査と比較して微増している。

(4) コミュニティ

市は、市民主体のまちづくりを実現するため、様々な取り組みを行っている。市民意識調査によれば、「住民主体のまちづくりが必要と思う」と回答した人は、約9割となっているが、実際に地域活動に参加した経験がある人の割合は、約半数程度となっている。参加しない理由としては、地域団体や活動に関する情報が不足しているとの理由が4割弱と一番多くなっている。

また、これからの地域活動を支える大切な団体は「自治会・町内会」と回答した人が一番多い（74.8%）が、自治会・町内会に「加入していない」人にその理由を尋ねたところ、「加入を勧められたことがない」（31.8%）「加入しなくても日常生活に支障がない」（30.3%）「住んでいるマンション等の集合住宅そのものが加入していない」（30.3%）との回答が多くなっている。

4 評価等について（11ページ）

<課題>

(1) 時代の変化に対応した新たな取組について

○SDG s

・SDG s等、市のブランディングについては、様々な既存のツールを活用し、連携して実施していくことが必要

○魅力発信・都市ブランドの向上

・北九州市にはどんな魅力があり、どう情報発信していくかについて、改めて検討が必要

(2) 情報共有・市民参画

○広報事業

・情報化が進み刻々と変化する状況に、どう対応していくか

○広聴事業

・市政への関心は10・20代が低だけでなく、30代もかなり関心が低い

(3) コミュニティ

○多文化共生

・外国人市民に生活ルール等を伝えることについて、自治会の役割は重要

○地域コミュニティ・NPO

・自治会の担い手づくりが課題である
・社会状況の変化にあわせ、自治会等も変革していくべき
・防災への対応を通じて、自治会や地域に関わる意識が高まった

<見直しの方向性>

◎時代の変化に対応した新たな取組について

●SDG s

・行政主導ではなく、市民や企業が自ら身近に取組を進めるような仕掛けづくり

・企業がメリットを感じ、参加が進む情報発信の工夫

●地域の魅力を効果的に伝える戦略的広報の推進

●都市ブランド確立に向けた取組の強化

◎情報共有・市民参画

●情報化・IT化等、時代の変化に対応した情報発信方法の実現

●各種情報発信ツールの特徴を活かした訴求力のある広報

●若い世代の市民参画推進

●情報共有・発信手段としてのAI技術の活用

◎コミュニティ

●外国人市民への生活ルール等、情報発信の強化

●地域コミュニティへの外国人市民参画促進

●まちづくりを担う人材の育成

●社会情勢の変化にあわせたまちづくり団体等見直し促進への支援

●地域コミュニティにおける防災対策の推進

●今後10年先を見据えた、地域と連携したコミュニティ活性化に向けた取組の強化

5 条例の見直しについて（19ページ）

「北九州市自治基本条例」は、市が目指すべき自治の姿を明確にしたものであり、本条例に規定された基本理念や自治の基本原則に基づいて市政を運営しているが、制定から約10年がたち、時代の変化に伴い当初想定していなかった新たな地域課題等もみられ、それに対応した取り組みも求められている。

しかし本条例は、長い時間をかけ多くの市民が関わり議論を重ね、創り上げられたものであり、そこで示されている理念を修正しなければ個々の課題の改善が困難な場合に限り「条例改正」を行うべきであると考え。今回の議論においては、その課題は「条例改正」という方法ではなく、市民、議会、行政が、条例を意識しながら、まちづくりや市政運営に取り組むことにより、解決していくことが可能とした。

したがって、**本委員会として、現時点においては「条例の見直し」の必要は特に認められないと考える。**

また、その他の意見として、コミュニティへの参加の権利と地域社会の維持及び形成に努める責務とのバランスの観点も念頭におきながら個別の施策を推進すること、引き続きSDG sの達成に向けた取組に努めること等について指摘した。